

【訂正表】

解説 私立学校法（新訂三版）

平成 30 年 2 月現在

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
40	12 ～13	高等学校においては全生徒数の <u>31.9%</u> 、大学においては <u>73.6%</u> を占めている。特に大学のうちでも短期大学は <u>94.6%</u> となっている。	高等学校においては全生徒数の <u>31.4%</u> 、大学においては <u>73.4%</u> を占めている。特に大学のうちでも短期大学は <u>94.8%</u> となっている。
	(注1)	平成 <u>29</u> 年 5 月 1 日現在、文部科学省「平成 <u>29</u> 年度学校基本調査（確定値）」による。	平成 <u>27</u> 年 5 月 1 日現在、文部科学省「平成 <u>27</u> 年度学校基本調査（確定値）」による。
108	5	<u>最終改正 平成 29 年 1 月 27 日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定</u>	(追加)
119	5	第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 <u>3</u> 月以内に登記しなければならない。	第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 <u>2</u> 月以内に登記しなければならない。
198	19	7 規則等の制定及び管理規則	7 規則等管理規則
199	10	「規則等の制定及び管理規則」	「規則等の呼称及び番号を定める規則」
	16 ～21	(3) この規則 2 条で規則、規程、細則を <u>区別したのは、その制定・改廃の手続を明確にするためである。</u>	この規則 1 条で規則、規定、規程と区別したのは、その制定者を明確にするためである。また 2 条で、 <u>標題は必ずしも前条の呼称による必要はないとしたのは、内閣の定める「政令」でも、標題が「学校教育法施行令」とされたり文部科学大臣の定める「省令」でも、標題が「学校教育法施行規則」とされる例にかんがみでのことである。</u>
211 ～ 212	(例6)	規則等の <u>制定及び管理規則</u> ※ <u>全面差し替え <別添A></u>	<u>学校法人〇〇学園規則等の呼称及び番号を定める規則</u>
345	18	判決は、…	判例は、…
361	13	資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在により、その事業年度末日から <u>3</u> 月以内にすれば足りる（組合等登記令 3 条 3 項）。 <u>同令改正前は 2 か月以内(5 月末日まで)だったが、改正後は 3 か月以内(6 月末日まで)に変更された(平成 29 年 4 月 1 日施行)。</u>	資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在により、その事業年度末日から <u>2</u> 月以内にすれば足りる（組合等登記令 3 条 3 項）。
373	10	4 決算の結果、資産総額の変更がある場合は、毎事業年度末日から <u>3</u> 月以内に、変更の登記をしなければならない（組合等登記令 3 条 3 項）。	4 決算の結果、資産総額の変更がある場合は、毎事業年度末日から <u>2</u> 月以内に、変更の登記をしなければならない（組合等登記令 3 条 3 項）。
481	11～ 12	学校法人の種類ごとの平成 <u>28</u> 年度の学校法人の <u>事業活動収支計算書</u> 平均値によ	学校法人の種類ごとの平成 <u>26</u> 年度の学校法人の <u>消費収支計算書</u> 平均値による帰

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
		る事業活動収入の…	属収入の…
	13	『今日の私学財政（平成29年度版）』	『今日の私学財政（平成27年度版）』
	22	同じ資料から平均値による <u>事業活動</u> 支出の…	同じ資料から平均値による <u>消費</u> 支出の…
	24	公費助成が <u>事業活動</u> 収入に占める割合は、…	公費助成が <u>帰属</u> 収入に占める割合は、…
482	1	<u>33.0%</u> 、短期大学法人で <u>24.3%</u> 、大学法人で <u>11.7%</u> にも達している。	<u>33.5%</u> 、短期大学法人で <u>25.7%</u> 、大学法人で <u>12.2%</u> にも達している。
	2 ～15	(資料1) <u>事業活動</u> 収入の構成比率 (資料2) <u>事業活動</u> 支出の構成比率 ※ 表差し替え <別添B>	(資料1) <u>帰属</u> 収入の構成比率 (資料2) <u>消費</u> 支出の構成比率
534	3	最終改正 平成29年9月29日 文部科学省令第38号	最終改正 平成27年3月30日 文部科学省令第13号
536	29	5 第1項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第50条第1項、 <u>短期大学設置基準</u> （昭和50年文部省令第21号）第43条第1項、 <u>専門職大学設置基準</u> （平成29年文部科学省令第33号）第66条第1項又は <u>専門職短期大学設置基準</u> （平成29年文部科学省令第34号）第63条第1項に規定する <u>国際連携</u> 学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第2条第2項第6号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第3項第1号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、	5 第1項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第50条第1項又は <u>短期大学設置基準</u> （昭和50年文部省令第21号）第43条第1項に規定する <u>国際連携</u> 学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第2条第2項第6号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第3項第1号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度」とする。

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
		「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。	
543	26	4 令第1条第1項若しくは第2項又は前2項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に <u>第2条第1項第5号に掲げる書類及び第4条第1項第1号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。</u>	4 令第1条第1項若しくは第2項又は前2項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に <u>第2条第1項第5号イ及びロに掲げる書類及び同条第1項第5号ロに掲げる書類並びに第4条第1項第1号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。</u>
	32～ 34	附則（平成 <u>29年9月29日</u> 文部科学省令第38号） <u>1 この省令は、公布の日から施行する。</u> <u>2 平成31年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第2条第1項、第4条第2項及び第9条第2項の適用については、これらの規定中「10月1日から同月31日まで」とあるのは「11月1日から同月30日まで」とする。</u>	附則（平成 <u>27年3月30日</u> 文部科学省令第13号） <u>この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。別表〔省略〕</u>
580	3	最終改正 平成 <u>29年9月29日</u> 文部科学省告示第124号	最終改正 平成 <u>28年2月29日</u> 文部科学省告示第13号
	7	1 校地並びに施設及び設備について (1) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されるとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令21号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）、 <u>専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）、専門職短期大学設置基準（平成29年文部</u>	1 校地並びに施設及び設備について (1) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されるとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令21号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）、 <u>専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）その他の法令（別表第2において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。</u>

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
		<p>科学省令第 34 号) <u>その他の法令</u> (別表第 2 において総称して「<u>大学設置基準等</u>」という。) に適合していること。</p>	
587	27	<p>(7) <u>大学</u> (専門職大学を除く。以下第 2 の 4 の(7)において同じ。) 若しくは<u>大学の学部</u>を廃止して、その<u>教員組織、施設及び設備</u>を基に、新たに<u>専門職大学</u>を設置する場合であって、当該専門職大学の<u>入学定員</u>が当該廃止に係る<u>大学若しくは大学の学部の入学定員の 110/100 以下</u>であるとき又は<u>短期大学</u> (専門職短期大学を除く。以下第 2 の 4 の(7)において同じ。) 若しくは<u>短期大学の学科</u>を廃止して、その<u>教員組織、施設及び設備</u>を基に、新たに<u>大学、専門職大学若しくは専門職短期大学</u>を設置する場合であって、当該<u>大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員</u>が当該廃止に係る<u>短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の 110/100 以下</u>であるときは、以下のとおり取り扱うこと。</p>	<p>(7) <u>短期大学又は短期大学の学科</u> (以下第 2 の 4 の(7)において「<u>短期大学等</u>」という。) を廃止して、その<u>教員組織、施設及び設備</u>を基に、新たに<u>大学等</u>を設置する場合であって、当該<u>大学等の入学定員</u>が当該廃止に係る<u>短期大学等の入学定員の 110/100 以下</u>であるときは、以下のとおり取り扱うこと。</p>
591	23～ 24	<p>附則 (平成 29 年 9 月 29 日 <u>文部科学省告示第 124 号</u>) この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 (平成 28 年 2 月 29 日 <u>文部科学省告示第 13 号</u>) この告示は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。</p>

学校法人〇〇学園規則等の制定及び管理規則

平成〇年〇月〇日 理事会決定
規則第〇号

(目的)

第1条 この規則は、学校法人〇〇学園（以下「学園」という。）における規則、規程、細則（以下「規則等」という。）の区分及び制定・改廃手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 規則等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 規則は、法令、寄附行為、学則等に基づき、学園の組織、経営、教育研究及び管理運営の基本となる重要事項を定めたものをいう。
 - (2) 規程は、規則に基づき、学園の業務遂行のため必要な事項を定めたものをいう。
 - (3) 細則は、規則又は規程を実施するために必要な細目及び手続等を定めたものをいう。
- 2 前項各号に定めるもののほか、内規、要領、基準、申合せその他の名称（以下「内規等」という。）を用いて、内部処理に係る取扱い及び手続等に関する事項を具体的に定めることができる。

(制定・改廃の手続)

第3条 規則の制定・改廃は、理事会の議を経て定める。

- 2 規程の制定・改廃は、必要に応じて常任理事会又は関係委員会等の意見を聴いた上で理事長が定める。ただし、規程のうち大学の教育研究に関するものに限り、理事長及び教授会又は関係委員会等の意見を聴いた上で学長が定める。
- 3 細則及び内規等は、各部局の長が自らの職務の範囲内で必要に応じて定め、制定・改廃したときは理事長又は学長（教育研究に関するものに限る。）に報告する。

(制定年月日及び制定番号)

第4条 規則等には、次の例により、区分ごとに、毎事業年度の制定順に制定番号を付すものとする。

- (1) 規則 平成〇年〇月〇日 規則第〇号
 - (2) 規程 平成〇年〇月〇日 規程第〇号
 - (3) 細則 平成〇年〇月〇日 細則第〇号
- 2 規則等の制定番号は、学園法人事務局文書課において整理する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規則実施の際、すでに制定された規則等の種類が不明のものは、理事長がその呼称を定める。
- 2 この規則実施の際、すでに制定された規則等で制定年月日が不明のものは、この規則実施の年に制定されたものとして、規則等の編制順に番号を付す。
- 3 この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(資料1) 事業活動収入の構成比率 (%)

学校法人の種類	学生生徒等 納付金	手数料	寄付金	補助金	その他
大学法人	71.7	2.5	1.9	11.7	12.2
短期大学法人	56.0	1.3	2.3	24.3	16.1
高等学校法人	52.4	1.7	2.1	33.0	10.8

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政(平成29年度版)』

(資料2) 事業活動支出の構成比率 (%)

学校法人の種類	人件費	経費		借入金等利息	その他
		教育研究経費	管理経費		
大学法人	52.2	32.2	8.7	0.2	1.8
短期大学法人	54.8	24.6	9.4	0.3	3.9
高等学校法人	61.8	25.9	6.4	0.5	1.4

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政(平成29年度版)』